

企 画 提 案 公 募 要 領

本公募要領は、「令和 8 年度香港における福岡県産食材利用促進業務」の業務委託事業者募集の告知に基づき、提案に参加しようとする者（以下、「提案者」という。）が留意すべき事項を定めたものであり、提案者は以下の事項を熟知し、提案書を提出するものとする。

1 公募事項

（１）案件名

令和 8 年度香港における福岡県産食材利用促進業務委託事業者の公募

（２）事業目的

香港の高級飲食店等関係者を福岡へ招聘し、福岡県産食材の魅力を発信するとともに、福岡県産食材を使用した料理を一定期間提供する等プロモーションを図り、福岡県産食材の認知度向上と消費拡大を目指す。

（３）役務の内容等

別紙資料「令和 8 年度香港における福岡県産食材利用促進業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）による。

（４）委託費

2, 4 0 0 千円程度（消費税及び地方消費税を含む）

（５）履行期間

契約締結日 から 令和 9 年 3 月 1 9 日

2 提案参加条件

提案参加に当たっては、次に掲げる要件の全てを満たしていることを条件とする。

- （１）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4（一般競争入札の参加者資格）に規定する者に該当しないこと
- （２）政治活動や宗教活動を目的とした事業者ではないこと
- （３）福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止措置要綱（平成 14 年 2 月 22 日 13 管達第 66 号総務部長依命通達）に基づく指名停止期間中でないこと
- （４）会社更生法に基づく更生手続き開始の申し立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申し立て又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申し立てがなされていない者であること
- （５）福岡県暴力団排除条例（平成 21 年福岡県条例第 59 号）に定める暴力団員又は暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと
- （６）委託事業を実施するに当たり、個人情報を取り扱う際には、個人の権利を侵害することがないように管理・運営を行うことができる者であること。
- （７）委託業務に関するノウハウを有し、台北、福岡に事業拠点もしくは当該委託業務を円滑に遂行するための必要な体制を有していること。
- （８）過去に類似案件を受託し、滞りなく業務を遂行した実績を有していること。

3 応募スケジュール

（１）	企画提案公募開始	令和 8 年 9 月 2 9 日（火）
（２）	企画提案公募質問受付期限	令和 8 年 1 0 月 8 日（木）正午
（３）	企画提案公募質問への回答	令和 8 年 1 0 月 9 日（金）予定
（４）	企画提案書の提出期限	令和 8 年 1 0 月 1 5 日（木）1 7 時
（５）	審査	令和 8 年 1 0 月 1 6 日（金） ～ 1 0 月 2 2 日（木）予定
（６）	受託候補者の決定通知	令和 8 年 1 0 月 2 7 日（火）予定
（７）	委託契約締結	令和 8 年 1 0 月下旬～ 1 1 月上旬予定

4 応募手続き

(1) 提案書の作成方法

別紙資料1「提案書作成要領」による。

(2) 仕様書及び提案公募要領に関する質問の受付

①受付期間

令和8年9月29日（火）から10月8日（木）正午までとする。なお、受付期間外の質問については一切受け付けないものとする。

②提出方法

当協議会宛てに電子メールにて、様式2号「質問書」を添付して提出するとともに、受信確認のための電話連絡をすること。

③回答方法

福岡県ホームページで公表。

(3) 提案書の提出等

①提出書類

- (1) 応募申込書（「様式1号」）
- (2) 会社概要（「様式3号」）
- (3) 宣誓書（「様式4号」）
- (4) 提案書（任意様式）
- (5) 提案見積書（任意様式）

②提出先

yusoku@pref.fukuoka.lg.jp

福岡県産品輸出促進協議会事務局（福岡県農林水産部輸出促進課内）

③提出期限

令和8年10月15日（木）17時まで（厳守）

④提出方法

当協議会宛てに電子データでの提出とする。提出の際は確認のため、「9 資料提出・お問い合わせ」に記載の担当者に電話でご連絡ください。

⑤注意事項

- ・提出期限を過ぎた場合は受け付けず、失格とする。
- ・提出期限必着とする。

5 提案の評価及び選定

①提案の評価について

仕様書等に基づき提出された提案書については、選定委員会において、別紙資料2「提案・評価項目表」に基づく審査を行ったうえで、最も優秀な提案を行った1事業者を選定する。

なお、提案書の内容について、選定委員会においてヒアリング等を行う場合がある。

②審査の結果の通知について

審査・協議の結果は文書にて通知する。同様に、福岡県ホームページでも選定事業者の公表を行う。

③留意事項

評価が同点であった場合、及び企画提案者が1事業者のみであった場合は、選定委員会で協議の上、決定する。

6 審査結果の公表

令和8年10月27日（火）を目途に、「県の発注に係る工事等の指名・入札結果等の公表について」（昭和57年6月22日57管第224号）の別紙資料2「海外活動に係るプロポーザル方式による候補者選定結果表」によって、選定結果を県ホームページで公開します。

7 委託契約について

(1) 選定委員会で選定された事業者と委託契約を締結する。

なお、委託契約締結に係る費用は受託者の負担とする。

(2) 委託契約にあたっては、提案内容を基に両者協議の上、最終の仕様を決定する。

(3) 委託契約にあたっては、福岡県財務規則第169条の規定により「当初委託契約額（消費税込）」の100分の10以上の金額を契約保証金として当協議会に納めること。

なお、この契約保証金は契約が支障なく履行されたときは、委託契約期間終了時に全額返還する。

また、福岡県を被保険者とする履行保証保険契約を保険会社と締結された場合や、過去2年以内に福岡県もしくは他の地方公共団体、及び当協議会と同種及び同規模の契約を数回以上にわたり締結し、これを全て誠実に履行した場合などは、契約保証金が減免される場合がある。

(4) 委託料は、事業の実施に必要な全ての経費（人件費、旅費、通信運搬費、消耗品費、印刷製本費、賃借料、謝金、保険料等）を含むものとし、原則として領収書等で確認できるものを対象とする。

ただし、受託者による会合や飲食費、委託業務とは直接関係ない経費や、備品購入など財産取得となる経費は対象外とする。

(5) 契約書は、日本語で作成するものとする。

8 留意事項

(1) 本提案の評価は、提案者の技術力等を評価するために行うものである。提案書に基づき、そのまま業務を了承するものではない。

(2) 本委託業務に係る成果物は、すべて当協議会に帰属するものとする。

9 資料提出・お問い合わせ

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号（福岡県庁行政北棟5階）

福岡県産品輸出促進協議会事務局（福岡県農林水産部輸出促進課内 担当：堀江）

TEL：092-643-3525

FAX：092-643-3528

メール：yusoku@pref.fukuoka.lg.jp